

事務連絡  
平成23年6月28日

各 保険医療機関(薬局) 御中  
訪問看護ステーション

岩手県国民健康保険団体連合会  
事務局長 海 沼 茂

### 東日本大震災に係る診療報酬等請求の取扱いについて

本会の事業運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、標記につきまして、6月診療等分及び7月以降の診療等分の取扱いについて下記のとおり取りまとめましたので御確認願います。御不明な点がございましたら担当までお問い合わせください。  
また、震災関係通知につきましては厚生労働省ホームページも併せて御確認くださるようお願いいたします。

### 記

#### ○ 被災された被保険者の6月診療等分及び7月以降の診療等分の取扱い

1. 一部負担金等の免除の取扱いの期間は、平成24年2月29日までとなっています。(ただし、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額については平成23年8月31日までを予定)

なお、震災により一部負担金等が免除となる被保険者の診療報酬明細書(以下、「レセプト」という。)には欄外上部(電子レセプトの場合は摘要欄)に「災1」又は「災2」と記載し、電子レセプトの場合、特記事項に「96」又は「97」を記載することとなっております。レセプトの入院は「負担金額」、外来は「一部負担金額」の欄の**免除を○で囲むか「免除」の記載**を行ってください。オンライン及び磁気媒体での請求の場合は「**減免区分コード**」に「**2**」(免除)を入力してください。(食事療養標準負担額の免除は摘要欄へ「免除」を記載または入力)

※一部負担金等の免除証明書の有効期間は、国保保険者及び後期高齢者医療広域連合により発行された期間に基づき請求を行ってください。

2. 平成23年7月1日以降は、保険者から交付された一部負担金等の免除証明書を提示した者のみ、窓口での一部負担金等の支払を免除することとなっております。ただし、「以下の市町村国保の被保険者」又は、「後期高齢者医療広域連合の被保険者であって被保険者証に記載された住所が以下の市町村である者」は、平成23年8月1日から免除証明書の提示を求めることとし、それまでの間は、被保険者証等の提示によりこれらを確認し、一部負担金等の免除対象者の要件に該当することを口頭により申し出ることで足りるため免除証明書の提示は不要です。

**【県内該当市町】 宮古市 大船渡市 陸前高田市 大槌町 山田町**

#### 【参考】

平成23年6月14日付厚生労働省保険局医療課\_事務連絡

- ・東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その8)(6月診療等分及び7月以降の診療等分の取扱い)

担当:審査管理課管理係  
TEL 019-623-0951